

ロボット草刈機の賃貸借に係る個別仕様書

(適用範囲)

第1条 京都市上下水道局（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）におけるロボット草刈機の賃貸借及び保守管理に関する仕様は、次のとおりとする。

(納入場所、設置日時)

第2条 乙は甲の指定する以下の施設に、甲の指定する日時に機器各一式を納品し、指定する場所において機器の設置を行う。

京都府京都市伏見区石田西ノ坪2番地 京都市上下水道局下水道部石田水環境保全センター

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は、令和8年7月21日から令和9年1月20日まで（6箇月間）とする。

(機器及び保守管理の仕様詳細について)

第4条 機器及び保守管理の仕様詳細については以下のとおりとする。

No.	品物	型式	数量	備考
1	ロボモア KRONOS	MR-400H	1個	ワイヤーキット(M 250m 1個)、ブレードキット(1個)含む
2	充電ステーション	MR-400S	1個	防草シート(2個)含む
3	太陽光パネルKIT	SLG-2000	1セット	

2 本体、付属品・消耗品の設置、不具合時及び使用時の交換等の実施

(1) 機器の使用によって交換が必要になった付属品・消耗品について、その交換回数に限らず、乙の責任において遅滞なく交換等必要な措置を行うこと。また、修理に当たっては、保守・修理作業が可能な修理業を取得している者が行うこととする。

なお、その費用は本契約に含むものとする。

(2) 契約期間内において、不具合が生じている場合又はそのおそれが発見された場合、製造したメーカーによる販売停止措置等及び機器が適さなくなる事由が生じた場合は、代替品を用意し、未設置期間が生じることのない体制を取ること。また、交換についての問い合わせ先が24時間体制で整備されていること。

(3) 修繕及び消耗品等の交換に当たっては代替品を用意し、未設置期間が生じることのない体制を取ること。また、交換についての問い合わせ先が24時間体制で整備されていること。

(4) 契約期間内において、第三者による盗難及び故意な破損等の被害が生じた場合には、甲の機器の保管体制について甲と乙の間で調査及び協議のうえ、乙の責任において遅滞なく新たに設置等必要な措置を行うこと。また、その費用はすべて乙の負担とする。

3 その他納入に係る付帯事項

(1) 納入品は新品であること。

(2) 自主回収（リコール）対象製品については、その対応が完了し、安全性が確保されている製品を納入すること。

(3) 必要な場合には、乙は使用履歴データを抽出できる体制をとること。

(4) 納入の際には、使用方法及び保守管理についての説明若しくは電子データファイルの提出を行うこと。

(5) 納入後は、甲が指定する担当者と協議し、決定した期日において、操作説明会を実施すること。

(6) 納入に当たり発生した問題点等については、甲、乙協議のうえ、誠実に対応すること。

(借用期間終了後の機器の扱いについて)

第5条 借入期間終了後の機器の扱いについては、借入期間終了時に甲と乙が協議して決定する。

(賃借料の支払方法)

第6条 乙は賃貸借期間満了のとき、以下の書類を滯に提出しなければならない。

- ・完了通知書 1部
- ・報告書 1部
- ・請求書 1部※

※ 当局会計規程に基づく請求書であること。ただし、債権者登録済みの場合はこの限りでない。

2 甲は、乙から前項提出書類を受領した後、30日以内に乙に当該賃貸借料を一括で支払わなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第7条 乙は、業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙が、再委託により契約を履行する時は、甲に再委託申請書を提出しなければならない。また、甲は再委託承諾書により乙の再委託を承諾するものとする。

3 乙は、再委託をする場合には、全ての再委託の相手先から、暴力団又は暴力団員に該当しておらず、又は関係していない旨の契約書を作成させ、速やかに甲へ提出しなければならない。